

介護老人保健施設 葵の園・岡山福渡 入所契約書

<入所契約者> _____ 様

様（以下、「入所者」といいます）と介護老人保健施設葵の園・岡山福渡（以下、「事業者」といいます）は、事業者が入所者に対して行う介護老人保健施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、入所者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護老人保健施設サービスを提供し入所者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から入所者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、入所者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入所者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員が行います。

- ① 入所者について解決すべき課題を把握し、入所者の意向を踏まえた上で、介護老人保健施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ② 必要に応じて、施設サービス計画を変更します。
- ③ 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を入所者に説明します。

第4条（介護老人保健施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、入所者に対し、居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も暫定的なケアプランを作成し、入所者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 入所者が利用できるサービスの種類は、別紙【介護老人保健施設重要事項説明書】のとおりです。事業者は、【介護老人保健施設重要事項説明書】に定めた内容について、入所者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供に当たり、入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに胴衣や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車いすテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法により不当な身体的拘束、制限・命令・強制などによる拘束は行いません。

第5条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、入所者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入所者を援助します。
- 2 事業者は、入所者が希望する場合は、要介護認定の申請を入所者に代わって行います。

第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護老人保健施設サービスの提供に係る記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 入所者は、当該入所者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 入所者は、当該入所者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条（利用料金）

- 1 入所者は、サービスの対価として、別紙【介護老人保健施設重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日以降に入所者に通知します。
- 3 入所者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに 1. 窓口にて現金払い、2. 指定口座への振り込み、3. 口座振替（引落し）での支払いのいずれかの方法により支払うものとします。それ以外の支払い方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 4 事業者は、入所者から料金の支払いを受けたときは、入所者に対し領収書を発行します。

第8条（利用料金の変更）

- 1 事業者は、入所者に対して、介護保険関連法令の改正等による料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。この場合は、当該改正日の30日前までに入所者に文書で通知します。
- 2 入所者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【介護老人保健施設重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 入所者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、利用日の7日前までに文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第9条（身元引受人）

- 1 当施設は利用者に対し、身元引受人を求めます。但し身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 当施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に協力すること。
 - (1) 定期的実施される、入所継続判定会議にて利用者が居宅（社会福祉施設等を含む）において生活が見込める場合。
 - (2) 定期的実施される、入所継続判定会議にて利用者の病状、身体状況により病院又は他の介護保険施設、社会福祉施設等の入院、入所が適当であると判断された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をすること。
 - ④ 利用者の判断能力が乏しい場合、施設サービス計画書等への同意、医療行為への助言を行う。

第10条（連帯保証人）

- 1 事業者は、利用者に対して連帯保証人を定めることを請求できます。ただし連帯保証人を定めることができないやむを得ない理由があつて、事業者がそれを認める場合にはその限りではありません。
- 2 連帯保証人は、契約者が事業者に対して負担する第7条に定める利用料金の支払いについて契約者と連携して保証するものとします。
- 3 連帯保証人は事業者に対し、入所者が本契約上負担する一切の債務を極限額100万円の範囲内で連帯して保証します。

第11条（契約の終了）

- 1 入所者は、事業者に対して（7日間の予告期間において）文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、入所者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 入所者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヶ月分以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。
 - ② 入所者またはその家族等が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
 - ③ やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 入所者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 入所者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 入所者が他の医療機関等に入院した場合。
 - ③ 入所者が死亡した場合

第12条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し入所者が退居する際には、入所者およびその家族の希望、入所者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し円滑な退居のために必要な援助を行います。

第13条（秘密保持）

- 1 当施設とその職員は、業務上知り得た入所者または代理者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については予め同意をしていただきます。
 - ① 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、入所者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第14条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入所者に対してその損害を賠償します。ただし、その損害について、入所者の故意、もしくはこの契約上の注意義務、もしくは施設の職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
- 2 入所者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の入所者の義務に違反して、施設の職員または他の入所者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 3 事業者および入所者は、前2項の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

第15条（緊急時の対応）

事業者は、入所者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取り必要な処置を行います。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、入所者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する入所者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 入所者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入所者および事業者は、入所者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。